

4 県が行う認可及び認定に係る需給調整

(1) 基本的な考え方

認定こども園、幼稚園、保育所（以下、「認定こども園等」という。）の認可・認定にあたっては、本計画において記載している各年度の需給見込みに基づき判断します。

具体的には、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、本計画における区域ごとの供給量が需要量を超えない範囲で、認可・認定することを原則とします。

なお、中核市である郡山市及びいわき市に所在する幼保連携型認定こども園及び保育所の認可については、それぞれの市が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき行うこととなります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

上記（1）に記載した方法に関わらず、事業計画に基づき、認定こども園等の具体的な整備計画がある、もしくは、整備を行っている場合には、その分を現存の供給量に加えることとします。そのうえで、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設から申請があった場合は、本計画における区域ごと、認定区分ごとの供給量が需要量を超えない範囲で認可・認定することを原則とします。

(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合、または認定こども園を新設する場合

認可・認定については、上記（1）に記載した方法が原則です。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域の子育て支援を担う施設であることから、その普及に取り組むことが重要と考えます。

国は認定こども園を推進していることから、需要を超えた供給について許容しているとともに、県内の市町村の状況を踏まえ、県としては普及策の一環として、認定こども園の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、本計画における区域ごとの供給量が需要量の110%を超えない範囲で認可・認定することを原則とします。

5 子ども・子育て給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担うことから、本県においても、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

なお、本県の認定こども園は平成25年度末で35園ですが、計画期間の最終年度である平成31年度までに71園を目指していくこととします。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
認定こども園数	47	53	59	65	71

(2) 認定こども園への移行に対する支援

- ① 幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対しては、市町村と連携し、施設整備などについて必要な支援を行います。
- ② 新制度における新たな幼保連携型認定こども園において必要とされる保育教諭（※1）の確保のため、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか片方の免許・資格しか持たない者に対してもう片方の免許・資格の取得を支援していきます。
- ③ 認定こども園への移行を希望する施設に対して、認可・認定に係る基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行います。
- ④ 認定こども園、幼稚園、保育所職員を対象とした研修内容の充実に努め、職員の資質向上を図ります。

※1 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に配置される教育・保育の提供に従事する職員であり、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方を有することが必要となります。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要となります。

特に、教育・保育施設である、認定こども園等は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用することとなり、満3歳以降は認定こども園等の連携施設において教育・保育を受けることとなります。このことから、これらの子どもが満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう乳幼児期の発達の連続性を踏まえた、緊密な連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

6 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

(1) 教育・保育施設等に従事する者についての需給状況

① 教育・保育等に係る必要な従業員数（需要量）

量の見込みは、将来的な需要量（利用見込み児童数）から法的に求められる従業員数を推計するとともに、現状において法定基準よりも多く雇用している実態を勘案し計上しました。

② 教育・保育施設等において確保可能な従業員数（供給量）

現在就労している人数に対して、入職・離職の今までの傾向を勘案し、さらに県等の各種施策による追加確保見込み数を踏まえ、今後の確保可能な従業員数を推計しました。

区分	平成27年度			平成28年度		
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③ (②-①)	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③ (②-①)
保育教諭	640	557	△ 83	889	795	△ 94
保育士 (うち幼稚園教諭免許保有者)	5,384 (4,926)	4,833 (4,422)	△ 551 (△504)	5,122 (4,687)	4,726 (4,324)	△ 396 (△363)
幼稚園教諭 (うち保育士資格保有者)	1,208 (1,027)	2,353 (2,000)	1,145 (973)	1,161 (974)	2,332 (1,982)	1,171 (995)
区分	平成29年度			平成30年度		
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③ (②-①)	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③ (②-①)
保育教諭	1,229	1,155	△ 74	1,311	1,265	△ 46
保育士 (うち幼稚園教諭免許保有者)	4,582 (4,193)	4,448 (4,070)	△ 134 (△123)	4,436 (4,059)	4,424 (4,048)	△ 12 (△11)
幼稚園教諭 (うち保育士資格保有者)	1,122 (954)	2,312 (1,965)	1,190 (1,011)	1,099 (934)	2,291 (1,947)	1,192 (1,013)
区分	平成31年度					
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③ (②-①)			
保育教諭	1,348	1,359	11			
保育士 (うち幼稚園教諭免許保有者)	4,249 (3,888)	4,425 (4,049)	176 (3,890)			
幼稚園教諭 (うち保育士資格保有者)	1,078 (916)	2,272 (1,931)	1,194 (1,015)			

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

市町村ごとの保育サービス量の見込みを踏まえ、その推計に基づき必要となる保育士等を確保できるよう国、県、市町村において、保育士確保の各種施策を推進することが必要です。

国では、保育の量の拡大に伴い、平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数を6.9万人と推計し、その確保のために人材育成や再就職支援等を一層推進する「保育士確保プラン」を策定しました。

また、新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡大に伴う人材の確保及び資質の向上も必要となります。

県としては、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、市町村、関係機関と連携して、以下の取組により質の高い保育や幼児教育の提供、地域子ども・子育て支援事業に必要な研修を行うとともに、人材の確保及び定着を図ります。

① 人材確保

- ・保育士資格を有していない保育所等の保育従事者、または幼稚園教諭免許状を有する者に対し、指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- ・指定保育士養成施設の入所者を対象に、修学資金の貸付を実施。
- ・幼稚園教諭免許状を有する者に係る保育士資格取得に向けての支援。
- ・保育士・保育所支援センターの活用による潜在保育士等への就職あっせん、相談支援の実施。
- ・潜在保育士を対象とした職場復帰のための研修・職場体験の実施。
- ・ハローワーク等との連携による人材確保の推進。
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化。
- ・市町村が行う地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者を確保するための研修に対する支援。

② 資質の向上

- ・保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修の実施、及び研修を実施する市町村への支援。
- ・保育士、または幼稚園教諭を対象とした実技研修会や研究協議会等の実施。
- ・保育所管理者（所長等）を対象とした、保育士等職員の離職防止等に係る雇用管理の研修の実施。
- ・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補

完するための認定資格研修の実施。

7 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

現在、幼稚園や保育所の利用に当たっては、保護者の選択に基づき、他の市町村に所在する施設に通園している事例があります。

各市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、教育・保育についての需要量の見込みとその確保方策を定めていく必要がありますが、市町村を越えた教育・保育の利用が一定数見込まれる場合はその分を考慮して、確保方策を定めることが合理的です。ただし、市町村計画に他の市町村に所在する教育・保育施設の利用を確保方策として反映させる場合は、事前に当該市町村間において合意をするとともに、相手方の市町村計画についてもその分が反映されている必要があります。

なお、市町村間で合意に至らなかった場合で、かつ、当該市町村からの要請があったときには、県が広域調整を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、特定教育・保育施設等の利用定員を定めようとする場合または変更しようとする場合には、子ども・子育て支援法の規定により、あらかじめ県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容について、子ども・子育て支援事業支援計画に定める確保方策と整合性が図られているかなどを審査のうえ、その結果を当該市町村に対して通知することとします。

8 教育・保育情報の公表

認定こども等の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、市町村の確認を受けた後、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の内容や施設の運営状況などの情報を県に報告することとなっています。

県は、子どもの保護者が速やかに、そして円滑に施設等の情報を得て施設選択の参考とできるよう、報告を受けた情報について、ホームページを通じて公表します。

【公表項目】

- 施設又は事業所を運営する法人に関する事項
 - ・法人の名称、所在地、電話番号その他の連絡先
 - ・法人の代表者の氏名及び職名
 - ・法人の設立年月日
 - ・当該法人が県内で運営する教育・保育施設及び地域型保育事業
- 教育・保育を提供しようとする施設等に関する事項
 - ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ・施設等の名称、所在地、電話番号その他の連絡先
 - ・事業所番号
 - ・施設等の管理者の氏名及び職名
 - ・当該施設が認可又は認定を受けた年月日
 - ・事業の開始年月日又は開始予定年月日、確認を受けた年月日
 - ・特定地域型保育事業者においては、連携施設の名称
- 施設の教育・保育に従事する従事者に関する事項
 - ・職種別の従業者数
 - ・従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの子どもの数
 - ・従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数
 - ・従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
- 教育・保育等の内容に関する事項
 - ・開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
 - ・教育・保育の内容
 - ・教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積
 - ・施設等の利用手続き、選考基準その他の利用に関する事項
 - ・利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ・事故が発生したときの対応
 - ・教育・保育の提供内容に関する特色
- 教育・保育を利用するに当たっての利用料